

# 介護保険制度のお知らせ

■ 問合せ＝介護保険課 ☎(20)3022

在宅で介護サービスが必要なときや介護施設に入所したいとき、介護保険を利用するには「介護認定」の手続きが必要です。



## ■ 介護認定の流れ

### ①介護認定の申請

▶ 受付場所＝介護保険課（1階）および田沼・葛生行政センター

▶ 持参品＝（65歳以上の方）介護保険被保険者証、（40歳以上65歳未満の方）医療保険被保険者証

※介護保険被保険者証が見つからない場合は、届出者の身分証明書をお持ちください

※身体の状態や希望するサービスによっては、総合事業（21ページ）の対象となります

### ②要介護・要支援の認定

申請受付後、調査員による訪問調査を行い、主治医が作成する意見書と合わせて介護認定審査会で判定を行います。

### ③認定結果の通知

認定結果通知書と介護保険被保険者証をお送りします。認定は「要介護1～5」「要支援1・2」「非該当」に区分されます。認定に応じて、利用できるサービスが異なりますので、ご確認ください。

## ■ サービスの利用

在宅で介護サービスを利用したい場合は、要介護1～5の方はケアマネジャーに、要支援1・2の方は地域包括支援センターにご相談ください。

※施設入所を希望の方は、施設へ直接お問い合わせください

## ■ 介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

1カ月内に1～3割負担で利用できる金額には支給限度額が設けられており、要介護度ごとに限度額が異なります。限度額を超えてサービスを利用した分は、全額自己負担になります。

サービスの支給限度額（1カ月）の目安（3月1日現在）

要介護度	支給限度額	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

※施設に入所して利用するサービスは、上記の限度額に含まれません

※次のサービスは上記の限度額とは別に支給限度額が設定されています

- ・特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）
- ・居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）
- ・居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

催し物などが中止や延期となる可能性があります。  
いただくか、担当部署にお問い合わせください。



### ■ 介護保険料をきちんと納めましょう

介護保険料は介護保険制度の貴重な財源ですので、納期限までにきちんと納めましょう。

介護保険料は年金天引き（特別徴収）が原則ですが、新たに65歳になった方や年金支給額（年額）が18万円未満の方、天引きが一時期止まってしまった場合などは、納付書による納付（普通徴収）となります。ご自宅に納入通知書が届きましたら、忘れずに納付しましょう。

#### ▼ 保険料を納めないでいると

特別な事情がなく保険料を納めないでいると、未納期間に応じて、サービス利用時の支払い方法の変更、保険給付の一時差し止め、利用者負担が引き上げられる措置がとられます。

#### ▼ 正しい介護保険料の算定をするために

所得の申告が必要です。収入がない方や課税対象とならない遺族年金・障害年金だけの方も、所得の申告が必要です。

## 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のお知らせ

■ 問合せ＝いきいき高齢課 ☎(20)3021

総合事業のサービスは、要支援1・2の方と、基本チェックリスト（日常生活や心身の状態を確認する25項目の質問票）で「事業対象者」と判定された方が利用できます。

### ■ 事業対象者の総合事業利用の流れ

#### ① 基本チェックリストの実施

▶ 対象者＝65歳以上の方

▶ 受付場所＝いきいき高齢課（1階）および田沼・葛生行政センター

※外出などが難しい方は、地域包括支援センターの職員が訪問して行うこともできます

▶ 持参品＝介護保険被保険者証

#### ② 総合事業の利用決定

「事業対象者」と判定された方に利用決定通知書と介護保険被保険者証をお送りします。

#### ③ 介護予防ケアマネジメント（利用者の状況に合わせたプランを作成）の実施

お住まいの地域を担当する地域包括支援センターに連絡をします。困っている事や、希望するサービスについて相談することで、その方の状況にあった訪問型・通所型サービスが利用できます。

### ■ サービスの利用

総合事業のサービスを利用したい場合は、担当地域の地域包括支援センターにご相談ください。

（佐野・犬伏地域）さの社協 ☎(22)8129

（植野・界・吾妻地域）佐野市医師会 ☎(20)2011

（堀米・旗川・赤見地域）佐野厚生 ☎(27)0100

（田沼・田沼南部・栃本・田沼北部・戸奈良・三好・野上・新合・飛駒地域）佐野市民病院 ☎(62)8281

（葛生・常盤・氷室地域）くずう ☎(84)3111

### ■ 通いの場（通所型サービスBなど）の実施団体募集

通いの場（通所型サービスB）は、町会の公民館などを利用して、おおむね65歳以上の方を対象とした気軽に立ち寄れる通いの場を市民主体の団体により運営するものです。

ハツラツ元気体操、レクリエーション、お茶飲みなど、皆さんで考えながら、週1回以上、さまざまな行事を実施していきます。

※介護予防を主な目的とした委託事業になります。開設にご興味のある町会などにご相談ください

